

議案第 10 号

令和 2 年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲賀市教育委員会教育長 山 下 由 行

令和２年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

別紙の令和２年度甲賀市立学校管理教職員人事を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３８条第１項の規定に基づき、滋賀県教育委員会に内申することについて、教育委員会の議決を求める。

議案第 11 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲賀市教育委員会教育長 山 下 由 行

臨時代理につき承認を求めることについて

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第4号

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の解嘱について

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年2月12日

甲賀市教育委員会教育長 山 下 由 行

臨時代理第 4 号別紙

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員

(任期：令和 2 年 1 月 1 5 日から)

解嘱日：令和 2 年 2 月 1 2 日

	氏名	委員の構成	備考
1	山本 幸子	保護者	

議案第 12 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲賀市教育委員会教育長 山 下 由 行

臨時代理につき承認を求めることについて

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第5号

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱について

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年2月13日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

臨時代理第 5 号別紙

大原学区幼保・小中学校再編検討協議会委員

(任期：令和 2 年 2 月 1 3 日から)

	氏名	委員の構成	備考
1	小曾戸 奈美	保護者	

小学校での預かり児童数

(午前中に入力をお願いします。)

3月5日12:00時点

小学校名	学年						児童数計	2020/3/2 (月)			2020/3/3 (火)			2020/3/4 (水)			2020/3/5 (木)		
	1	2	3	4	5	6		特別支援	通常学級	計	特別支援	通常学級	計	特別支援	通常学級	計	特別支援	通常学級	計
1 伴谷	72	73	66	80	66	68	425	0	0	0	1	3	4	0	8	8	0	7	7
2 柏木	51	34	32	44	41	31	233	0	0	0	2	6	8	2	7	9	2	14	16
3 水口	76	86	69	69	89	65	454	0	1	1	0	1	1	0	3	3	0	3	3
4 貴生川	74	81	100	98	116	126	595	1	1	2	1	0	1	0	2	2	0	1	1
5 綾野	72	70	87	83	66	66	444	0	0	0	1	1	2	1	4	5	1	4	5
6 伴谷東	51	48	41	49	59	60	308	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	4	4
7 大野	20	16	22	14	18	24	114	0	0	0	1	0	1	2	1	3	3	1	4
8 土山	27	30	22	35	24	28	166	2	0	2	2	1	3	3	5	8	3	5	8
9 大原	32	31	33	37	38	42	213	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0	4	4
10 油日	19	26	23	25	27	30	150	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2
11 佐山	14	18	15	20	19	17	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 第一	67	66	60	60	53	69	375	0	2	2	0	9	9	0	7	7	0	11	11
13 第二	19	17	18	17	27	17	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
14 第三	9	10	4	10	5	5	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 中部	29	35	34	25	36	30	189	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	5	5
16 希望ヶ丘	90	81	78	84	98	99	530	0	0	0	0	0	0	1	7	8	1	8	9
17 橋楽	36	31	36	37	54	42	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 雲井	24	20	15	17	17	15	108	0	0	0	0	2	2	1	5	6	1	8	9
19 小原	13	11	7	12	11	9	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 朝宮	6	3	5	5	2	8	29	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
21 多羅尾	3	1	1	1	0	4	10	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
小学校合計	804	788	768	822	866	855	4,903	3	7	10	8	30	38	10	62	72	11	80	91

甲賀市の新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

■趣旨

甲賀市では、市民の健康・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、本日（2月28日）第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、次のとおり対策をとることといたしました。

また、昨日、内閣総理大臣が全国すべての小中学校、高等学校等を3月2日より臨時休業を行うよう要請があったことを受けて、市内全小中学校の臨時休業等を下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

■市主催等の事業について

- ・市主催のイベント等については、2月28日から3月15日までの間、中止もしくは延期とします。

■市内公共施設について

- ・県立博物館が閉館することに準じて、市内の類似施設を3月15日まで閉館とします。

市内の類似施設：信楽伝統産業会館、くすり学習館、信楽産業展示館、みなくち子どもの森（自然館）、歴史民俗資料館（水口・土山・甲賀）、水口城資料館、東海道伝馬館、甲南ふれあいの館、紫香楽宮跡関連遺跡群発掘調査事務所

- ・公民館、図書館は通常どおり開館します。

■小学校、中学校の対応について

- ・3月2日から3月24日までの間、市内小中学校は全て休校とします。

■放課後児童クラブ（学童保育）の対応について

- ・3月2日から3月24日までの間、市内放課後児童クラブ（学童保育）は全て休所とします。

■市立幼稚園及び市立保育園の対応について

- ・従来通り開園いたしますが、可能な限りご家庭での保育についてご協力をお願いします。給食も通常通り実施します。

■市立幼稚園・市立保育園の卒園式、小中学校の卒業式について

- ・規模を縮小して実施する方向で検討しています。

■保護者への支援等について

- ・小学校の休業、通園を控えていただいた児童等の保護者の方において、職場に出勤いただけないことへの影響対策として、給付金などの準備を進めています。（支給には、条件や制限等があります。）

市民の皆様への市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症が国内で感染拡大しています。

現在のところ、県内で感染者は発生していませんが、国内での患者の発生状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染状況は新たな局面に入りつつあると考えられ、市民の皆様のご理解とご協力を賜り、甲賀市としても全庁をあげて万全の対策を行ってまいります。

1. 市民の皆様には不要不急の外出を極力ひかえていただきますようお願いします。
また、学校等が休業となりますが、児童、生徒の皆さんにはできる限りご家庭で過ごしていただきますようお願いします。
2. 市主催のイベント等については、本日から3月15日までの間、中止もしくは延期とします。公民館や図書館など市の施設は開館いたしますが、市民の皆様には、会議や催しを真に今の時期に開催いただく必要があるか検討いただき、できる限り中止もしくは延期していただきますようお願いします。
3. 県立の博物館が休館されることにともない、以下の博物館や資料館類似施設は、2月29日から3月15日までの間休館することとします。
(信楽伝統産業会館、くすり学習館、信楽産業展示館、みなくち子どもの森自然館、歴史民俗資料館〔水口・土山・甲賀〕、水口城資料館、東海道伝馬館、甲南ふれあいの館、紫香楽宮跡関連遺跡群発掘調査事務所)
4. 昨日の内閣総理大臣からの要請を受け、3月2日から3月24日までの間、市立の小中学校を休業します。また、放課後児童クラブ(学童保育)についても同期間休所することとします。
(詳細については学校を通じて保護者の皆様にご連絡させていただきます。
なお、特別な事情があるご家庭の方は、学校でお預かりできる場合がありますので、まずは学校へご相談ください。)
5. 市立の幼稚園、保育園は開園いたしますが、可能な限り通園を控えご家庭で保育していただくことが子どもの健康と安全を守ることにつながると考えますので、ご家庭での保育についてご協力をお願いします。
(詳細については園を通じて保護者の皆様にご連絡させていただきます。)
6. 市民の皆様には、手洗い、うがい、咳エチケットなど各自でできる限りの感染予防対策を行っていただきますようお願いします。

市民の皆様には、ご心配、ご苦勞をおかけすることと存じますが、過去に例のない事態であることをご理解いただき、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和2年2月28日

甲賀市長 岩永 裕貴

令和2年(2020年)2月28日

保護者の皆様

甲賀市教育委員会
教育長 山下 由行
甲賀市立〇〇〇学校
校長

市内小中学校臨時休業について(お知らせ)

平素は学校教育全般に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために国から小中学校の臨時休校の要請があったことを受け、市としましては3月2日(月)から市内小中学校を臨時休業とすることといたしました。

学校を休校することにより、保護者の皆様には大変なご苦勞をおかけすることになりますが、これは、子どもをはじめ国民の健康と安全を守る全国一斉で行われる要請を受けた措置であり、ご理解の上、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 臨時休校期間

令和2年(2020年)3月2日(月) ～ 令和2年(2020年)3月24日(火)
※3月25日(水)～4月7日(火)は、学年末・学年始休業(春休み)となります。

2. 臨時休校中の児童生徒の過ごし方について

- ・休校の目的は感染拡大の予防であるので、自宅で過ごすことが基本となります。
- ・「手洗い・うがい」「咳エチケット」「健康管理(十分な栄養と睡眠)」など、基本的な感染症対策について努めてください。
- ・臨時休校の趣旨を踏まえ、不要不急の外出は控えるようお子様にご指導をお願いします。
- ・休校中の学習については、学校からドリルや学習プリント等、課題を提示しますが、家庭学習ノートを用いて1年間の復習などに取り組ませてください。

3. 卒業式について

現在、縮小した形で実施する方向で考えておりますが、今後の感染状況により中止の場合もあります。決定次第、連絡をします。

4. 学校から児童生徒への連絡、保護者から学校への連絡について

休校中に学校からお知らせする必要がある場合には、学校メールや電話等により連絡します。また、保護者から、相談や連絡が必要な時は、学校に電話をしてください。

(裏面に続く)

5. 通知表について

通知表については可能な範囲で評価を行った上でお渡しします。○月○日()から○月○日()までの間に、学校まで取りに来ていただきますようお願いします。あわせて、児童生徒の荷物についてもその際にお持ち帰りいただきますようお願いします。

6. 3学期終業式及び離任式について

これらの式については、感染拡大予防のため、市立全小・中学校において行いません。

7. 部活動等について

臨時休業中の部活動は、すべて中止とします。

8. 公立高等学校入学試験関係について

滋賀県立高等学校入学検定試験は予定通り実施されます。詳細については、学校を通じて連絡します。

9. 児童生徒の健康管理について

毎朝夕に健康観察(検温を含む)を行い、児童生徒の健康管理にご留意ください。

37.5度以上の発熱が4日以上続いたり、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡の上、その指示に従うようにしてください。

「帰国者・接触者相談センター」

■甲賀保健所(平日 8:30~17:15)

080-8527-5165

■滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課(平日、土日祝日 24時間)

080-2470-8042

■厚生労働省相談窓口(平日、土日祝日 9:00 ~ 21:00)

0120-565653

10. 給食費の取り扱いについて

臨時休校に伴い、給食は中止となります。すでに引き落とされている3月分の給食費については、後日返金の手続きを取ります。

11. 中学校修学旅行について

現在、各中学校において、延期も含めて検討をしております。今後、決定した段階でお知らせいたします。

令和2年(2020年)2月28日

小学校の保護者のみなさま

甲賀市長 岩永 裕貴

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の休業にかかる対応について

平素は、市行政の運営に格段のご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染が国内で拡大していることから、昨日、国から小中学校や特別支援学校の臨時休業についての要請がなされました。

学校の休業につきましては、別途、各学校長よりお知らせさせていただいたとおりであります。

市としましては、子どもの健康と安全確保を最優先に考え、この度の対応を決定致しました。

保護者のみなさまには、それぞれご事情があることは十分に承知をしておりますが、過去に例のない緊急事態であることをご理解いただき、各ご家庭で子どもたちの見守りについてご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、市では、3月24日までの措置として、各ご家庭でお子様を見守っていただくため、職場に出勤いただけない場合に生じる所得の影響対応として、甲賀市から給付金を給付する準備を進めているところであります。給付金の詳細につきましては、後日改めてご連絡申し上げます。

保護者のみなさまには、子どもの健康と安全確保を最優先に考えた市の方針に、何卒、ご理解、ご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

甲賀市教育委員会事務局

学校教育課

TEL:0748-69-2243

FAX:0748-69-2293

令和2年(2020年)2月28日

保護者のみなさま

甲賀市長 岩永 裕貴

新型コロナウイルス感染症防止のための保育園・幼稚園の運営について

平素は園運営及び保育・教育活動に対し、格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染が国内で拡大していることから、昨日、国から小中学校や特別支援学校の臨時休業についての要請がなされました。

一方、厚生労働省からは、保護者の就労状況を考慮され、原則として開所するよう要請が出ています。

しかし、市としましては、国の方針に従い、開所はいたしますが、通園を控え、可能な限りご家庭で保育していただくことが、子どもの健康と安全を守ることにつながると考えております。保護者のみなさまには、ご家庭での保育についてご協力をお願いいたします。

なお、給食に関してはこれまで同様に提供をいたします。

また、市では、3月24日までの措置として、各ご家庭でお子様を見守っていただくため、職場に出勤いただけない場合に生じる所得への影響対応として、甲賀市から給付金を給付する準備を進めているところであります。給付金の詳細につきましては後日改めてご連絡申し上げます。

保護者のみなさまには、子どもの健康と安全確保を最優先に考えた市の方針に、何卒、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
甲賀市こども政策部
保育幼稚園課
TEL:0748-69-2181
FAX:0748-69-2298

令和2年(2020年)2月28日

保護者のみなさま

甲賀市長 岩永 裕貴

新型コロナウイルス感染症防止のための放課後児童クラブの対応について

平素は、市行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大していることから、昨日、国から小中学校や特別支援学校の臨時休業についての要請がなされ、市内の小中学校は、3月2日から3月24日まで臨時休業することと決定いたしました。

市といたしましては、子どもの健康と安全確保を最優先に考え、濃厚接触のリスクから放課後児童クラブにつきましても、小中学校と同様に閉所することといたしました。特別な事情があるご家庭の方は、学校でお預かりできる場合がありますので、まずは学校へご相談ください。

保護者のみなさまには、それぞれご事情があることは十分に承知をしておりますが、過去に例のない緊急事態であることをご理解いただき、各ご家庭で子どもたちの見守りについて、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

子どもの健康と安全確保を最優先に考えた市の方針に、何卒、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

甲賀市こども政策部

子育て政策課

TEL : 0748-69-2176

FAX : 0748-69-2298

令和2年2月29日

市内小学校長 様

甲賀市教育委員会
教育長 山下 由行

新型コロナウイルスにかかる臨時休校に伴う児童の臨時預かりについて（依頼）

今回の臨時休校は国から緊急の要請があり、甲賀市として新型コロナウイルス感染拡大の防止のための非常的な措置です。人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととされていますが、今回の緊急の臨時休業にともない、やむをえないご家庭の児童については、学校で臨時預かりを行うこととしました。全国的な緊急事態であり、教職員が取り組むべきことであることから、下記の内容で児童の預かりについて、各学校で対応するよう指示します。

対象児童・条件について確認いただき、相談を受けた児童については該当すれば受け入れていただきますよう依頼します。

記

1. 期間 令和2年3月2日（月）から3月24日（火）まで
※臨時休業の期間で土・日、祝日を除く
2. 時間 午前8時30分から最大午後6時30分まで
3. 対象者 次の4つの条件を全て満たす場合を対象とします。
 - （1）小学生の児童
 - （2）保護者等が勤務等によりやむを得ず保育ができない場合
 - （3）祖父母等の支援が受けられない場合
 - （4）保護者が責任を持って送迎できること

※ 児童、同居者において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪症状や発熱などがある場合は預かりしない。

4. 対象 特別支援学級児童、学童保育対象児童、その他相談のあった児童
5. 場所 在籍している小学校

6. 注意事項：

- （1）保護者の責任の下、学校まで送迎すること。児童だけによる登下校は認めない。
- （2）保護者は児童を送ってくる際には、児童を教職員に確実に引き渡すこと。
- （3）学校での急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実につくようにすること。
- （4）期間中は給食がないため、弁当とお茶を持参すること

- (5) 感染拡大の予防のため、児童のマスク着用とアルコール消毒液（ウェットティッシュ）などの持参すること。また、保護者が来校される際もマスクの着用をすること。
- (6) 万一、感染症に罹患しても、市または学校の責任は問わないこと。
- (7) 自分で自習や読書をする。指導者の指示にしたがえない場合は、預かりをお断りする場合がある。
- (8) 臨時預かりは、臨時休校中の学習を補うため、各自学習課題を持参させること。

7 職員の配置体制について

- ・市費非常勤講師も活用ください。
- ・交代制で、見守り体制を構築してください。
- ・勤務時間については、スライド勤務としてください。

(小中学校共通)

1. 児童生徒の健康観察について

- (1) 家庭訪問や電話等における場合、特に虐待（ネグレクト等）や不登校等児童生徒については、学習状況、心の悩み、食事の摂取等家庭生活全般について様子を聞き取ること。特に心配な子どもについては、継続的な訪問をすること。
- (2) 家庭訪問時に、子供がストレス等を抱え続けられないよう保護者あてに文書を市教委で後日作成するので、家庭訪問時に配布すること。
- (3) 児童生徒の見取り、聞き取り内容は、記録として残していくこと。

2. 食事等の提供について

- (1) 家庭訪問時に食事が摂れていない児童生徒がいた場合、食べ物を購入し（概ね 800 円程度）提供することできる。食べ物を購入した場合、一旦購入者が立て替え払いを行いレシートか領収書等を保管し、教頭等が取りまとめる。その後の処理については、後日市教委より指示します。
なお、食品購入時は、アレルギー症状に配慮すること。

保護者の皆様

甲賀市教育委員会
教育長 山下 由行

卒業式の開催について (お願い)

平素は学校教育全般に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、令和 2 年 3 月 2 日より市立小中学校については臨時休業の措置をとっているところです。

学校行事も含め、学校の活動はすべて休止している状況ではありますが、卒業式については、児童生徒、保護者、教職員にとって、かけがえのない行事であることから挙行することにいたしました。

しかしながら、万一に備えた感染予防対策の一つとして、今年度の市内小中学校の卒業式につきましては、下記のように出席者の規模並びに式典全体の時間を短縮して開催することといたしました。児童生徒の安全確保の対応として、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

尚、今後の市内での感染状況により、さらなる規模の縮小や、場合によっては執り行えない可能性もありますが、その場合は追って連絡をいたします。

記

1 出席者について

卒業生、卒業生保護者、教職員のみでの挙行とします。

2 内容の精選による時間短縮について

卒業証書授与方法など、学校の工夫により可能な限り短縮化を図ります。

3 その他配慮事項

- ・37.5℃以上の熱がある場合や、風邪のような症状が見られる場合は、出席を自粛していただきますようお願いします。
- ・参加される皆様におかれましては、手洗いやマスク着用などの咳エチケット、会場に設置します消毒用アルコールによる手指消毒をお願いします。

令和2年(2020年)3月3日

保護者の皆様

甲賀市長 岩 永 裕 貴
甲賀市教育委員会
教育長 山 下 由 行

学校休業期間中にかかるお子様への支援について

平素は、市行政ならびに教育に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大していることから、子どもの健康と安全確保を最優先に考え、3月2日から3月24日まで臨時休業とさせていただきます。

過去に例のない緊急事態であり、各ご家庭でのお子様の見守りをお願いしているところですが、本市としましても、学校の教職員が家庭訪問等を通じてお子様の様子や学習状況などを把握しながら、しっかりとサポートさせていただくこととしております。

しかしながら、休業が長期に亘るため、お子様が不安やストレスを抱かれることを心配しております。

学校では、家庭訪問等でお子様を励ましたり、悩みを聞いたりさせていただくこととしておりますが、お子様が過度なストレスを抱えている様子が見受けられる場合には、早期に学校または下記相談窓口へご相談をしていただきますようお願いいたします。お子様のストレス低減のためのカウンセラー対応など必要な対応を実施してまいります。

相談窓口

学校教育課	69-2244
育ちと学びの相談	69-2179
家庭児童相談室	69-2177
〇〇小・中学校	〇〇-〇〇〇〇

令和2年度組織・機構の改編について

【部局内組織の変更】

・社会教育スポーツ課の国体・全国障害者スポーツ大会推進室を国体スポーツ推進室に名称変更する。

